

事案調書(決定会議)

審議日 令和5年6月30日

案件名	旧東清掃事業所解体事業について							
所管	環境経済	局区	部	清掃施設	課	担当者	内線	
	教育	局区	部	学校給食	課	担当者	内線	
事業効果 総合計画との関連	事業効果	旧東清掃事業所(平成27年9月閉所)は、施設の老朽化が進んでいることから、解体に向けた取組みを進めてきた。令和4年度に、跡地の一部が、(仮称)南部学校給食センター用地・多目的広場として活用されることが示されたことから、旧東清掃事業所の建物等を撤去することにより、施設管理に要する費用の抑制、地域の安全及び住環境の保全、未利用資産の有効活用を図ることができる。						
	効果測定指標					施策番号	40	
		R5	R6	R7	R8			
事業効果 年度目標	・都市計画変更(廃止)	・建物等撤去 (残存によるリスク回避)	・建物等撤去 (残存によるリスク回避)	・建物等撤去 (残存によるリスク回避)	・建物等撤去 (残存によるリスク回避)	・未利用資産の有効活用		

審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	解体内容 ... 原則として跡地全体を更地(暫定広場部分は原状復旧)とする。 事業費 ... 予定金額15.4億円(令和5年9月補正にて予算措置) スケジュール ... 令和5年度~令和8年度の4か年 建物解体中の土壌調査により汚染が判明した場合は、工期延長の可能性有
--	---

決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案のとおり承認する。 ・ただし、本件について学校給食改革本部会議にて報告すること。
-------------------------	---

事案概要

本課が所管する旧東清掃事業所の跡地について、令和4年度に、市として(仮称)南部学校給食センター用地及び多目的広場として活用する方向性が示されたことから、解体工事を実施するもの。
 また、埋蔵文化財の試掘調査により6月中旬に埋蔵文化財の分布が確認され、調整会議以降に発掘調査が必要となったため、実施するもの。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
実施内容	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
	庁内調整 予算査定 委託 補正 委託 入札 委託 契約 工事 補正 工事 入札 工事 契約	解体工事実施					

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(費)		30,503	590,000	600,000	310,000			
うち任意分								
特財			0	0	0			
国、県支出金			0	0	0			
地方債	90%	0	531,000	540,000	279,000			
その他			0	0	0			
一般財源		30,503	59,000	60,000	31,000	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源抛出現見込額		30,503	59,000	60,000	31,000	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要	長寿命化経費(五次経費)							

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	○	○							

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期	令和5年9月	定例会議	報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	なし	

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
政策課	事業内容・庁議について【R5.4月調整済】
財政課、アセットマネジメント推進課	事業内容・予算編成について【R5.4・5月調整済】
地域経済政策課	事業内容(工事内容、事業費、スケジュール)について【R5.5月実施済】
関係課長打合せ会議	事業内容(工事内容、事業費、スケジュール)について【R5.5月実施済】

備考

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の 主な議論 (6/16)

【埋蔵文化財について】

(清掃施設課長) 現在、今後の解体工事に先立ち、文化財保護課による試掘を行っており、一昨日、一部の試掘地点から平安時代の住居跡と思われるものが発掘された。については、今後本格的な調査を実施する必要があることから、資料にある解体工事の事業費15億円のほかに本格的な調査の経費を、9月補正予算において要求する必要がある。ただし、調査の経費は、試掘の調査完了後に調査の手法や範囲等が確定することから、現時点では正確な金額は不明である。

【スケジュールについて】

(総務法制課長) 議会のスケジュールに関して、9月に補正予算を計上し、解体工事の予算としては令和6年から8年まで、文化財保護に係る予算は5年度中に執行か。

(清掃施設課長) そのとおり。

(人事・給与課長) 埋蔵文化財の影響によっては、解体工事期間が変わるのか。

(清掃施設課長) 埋蔵文化財の本調査は今年度中に実施する予定であり、解体の工期はスケジュールどおり進めることを目標としている。

(学校給食課長) 埋蔵文化財に係る調査には3か月程度を要すると想定している。

(観光・シティプロモーション課担当課長) 杭の残置は問題ないか。また、土壌調査の結果は給食センターの建設に影響があるか。

(清掃施設課長) 杭の残置は明確な理由があれば問題ない。また、土壌調査で汚染物質が出た場合などは建設に影響がある可能性がある。

【整備内容について】

(人事・給与課長) 多目的広場は公園として整備するののか。

(清掃施設課長) 現時点ではまだ決まっていない。

(アセットマネジメント推進課長) 市の敷地ではあるが、地域への丁寧な説明が必要と考える。

(清掃施設課長) 丁寧に進めていく。

【補正予算について】

(政策課長) 補正予算の理由は何か。

(清掃施設課長) 4年度に仕様書作成委託を行っており、成果物が提出されたのが、本年3月であったため、当初予算や6月補正での対応が困難であった。

(学校給食課長) 給食センター建設に関しては、地域との話し合いに時間を要し、3月に合意をいただいたため、解体経費を当初予算に計上することが難しかった。

原案のとおり上部会議に付議する。

旧東清掃事業所解体事業について



(昭和52年12月撮影)

清掃施設課

11 住み続けられる
まちづくりを



12 つくる責任
つかう責任



調整会議からの変更点

埋蔵文化財の試掘調査により6月中旬に埋蔵文化財の分布が確認され、調整会議以降に発掘調査が必要となったため、9月議会に埋蔵文化財の発掘調査委託費等（補正予算）を計上するもの。

変更点

1 埋蔵文化財発掘調査補助業務委託等の追加（**30,503千円**）

【文化財の経緯】

- 埋蔵文化財試掘調査（令和5年6月実施）
⇒試掘ポイント5箇所のうち3箇所で埋蔵文化財の分布確認
※遺跡 平安時代の竪穴住居等

【委託費内訳】

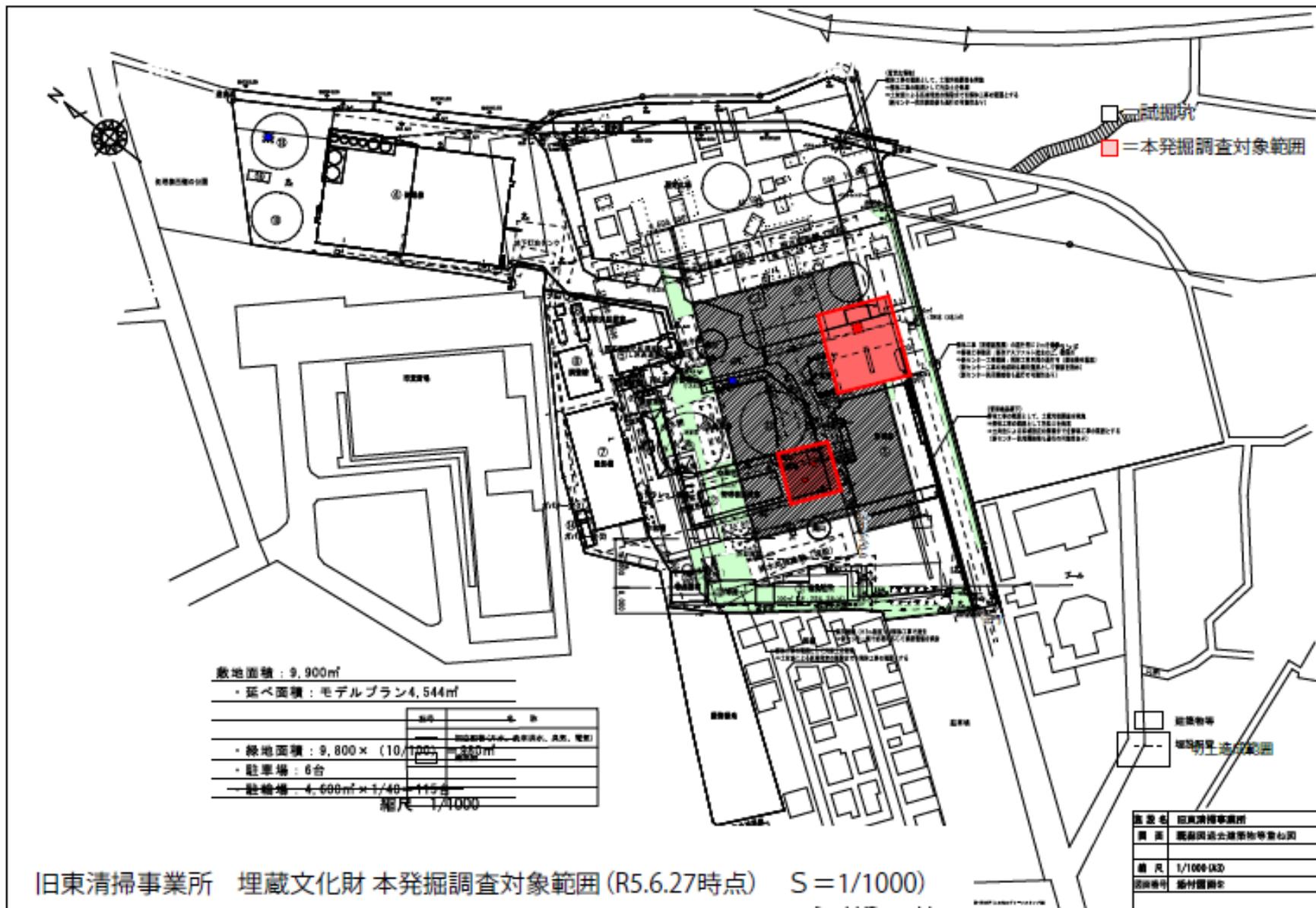
30,503千円

- 埋蔵文化財調査委託 26,202千円
- 工作物撤去委託 1,661千円
- 樹木剪定委託 2,640千円

【埋蔵文化財発掘調査補助業務委託について】

- 試掘結果に伴い発掘調査等を実施
⇒発掘調査は、記録・保存が必要な範囲・期間等から推定（文化財保護課）
調査範囲：学校給食センター予定区域（次頁のとおり）
期 間：契約日から3～4か月（予定）

発掘範囲 (想定)



旧東清掃事業所 埋蔵文化財 本発掘調査対象範囲 (R5.6.27時点) S = 1/1000

目次

- 1 事業の目的
- 2 施設概要
- 3 敷地内配置図
- 4 解体に向けた取組み
- 5 工事内容
- 6 事業費
- 7 今後のスケジュール

庁議の目的

本課が所管している『旧東清掃事業所』の**解体工事等の事業実施**について伺うもの

【主な内容】

○ 解体内容

原則として跡地全体を更地（暫定広場部分は原状復旧）とする。

○ 事業費（本年9月補正にて予算措置）

埋蔵文化財発掘調査等委託費 **30,503千円**

解体事業費 **15億円**

○ スケジュール

令和5年度～令和8年度

1 事業の目的

平成27年9月の閉鎖以降、施設の老朽化が進んでいることから、地域の安全および住環境の保全のため、解体に向けた取組みを進めてきた。

令和4年度に、旧東清掃事業所の跡地の一部が（仮称）南部学校給食センター用地・多目的広場の用地として活用されることが示されたことから、下記のスケジュールで取り組むもの。

参考 令和5年3月時点の方針案（地域へ提示した資料より）

○土地利用のイメージ



○スケジュールのイメージ

年度	旧東清掃解体	学校給食C	多目的広場
R5		整備方針作成など手続き	導入機能や整備内容の検討
R6	先行工区	学校給食C設計	
R7	先行工区 ↓ 後続工区	学校給食C建設工事	事業実施の準備
R8	後続工区 ↓ 解体完了	給食提供開始	多目的広場設計
R9			多目的広場整備工事 ⇒供用開始

多目的グラウンドB
利用停止

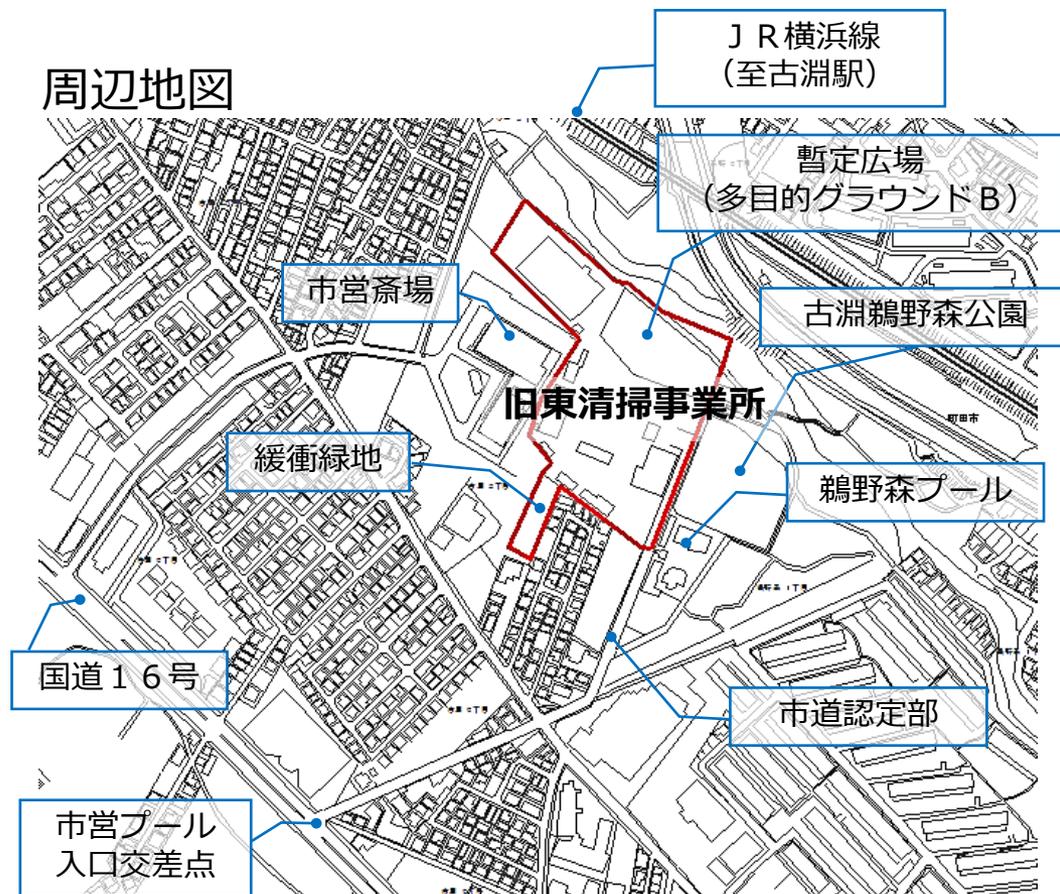
2 施設概要

施設名：旧東清掃事業所

所在地：南区古淵5丁目33番1号

土地	地番	公簿面積	所有状況
	古淵5-696-1 外14筆	21,807.70㎡ (市道認定部を含む)	市
建物	棟数	延床面積	所有状況
	大小13	4,128.28㎡	市
処理施設	し尿処理（昭和37年～平成27年9月30日） 汚泥の焼却（昭和42年～平成10年） ごみの焼却（昭和39年～51年）		
井戸 送水管舎	7箇所 { 敷地内 1 敷地外 6：慰霊塔、大沼小学校周辺ほか }		

周辺地図



主な経過

昭和37年 4月	し尿処理場開所
昭和39年 3月～昭和51年 3月	ごみ焼却処理施設
昭和40年10月～昭和52年11月	し尿処理施設増設（4回の施設増設）
昭和58年 5月～平成13年 5月	し尿処理施設廃止（3施設の廃止）
平成18年 2月	し尿処理施設の一部を解体（平成20年4月暫定広場として供用開始）
平成20年 3月	し尿処理事業の津久井クリーンセンター一元化の方針策定
平成27年 9月	東清掃事業所 閉鎖

2 施設概要（都市計画）

用途地域	準工業地域	第1種住居地域
建ぺい率	60%	60%
容積率	200%	200%
都市計画誘導地域	区域外	区域外
居住誘導地域	区域外	区域内
防火地域等	—	準防火地域
埋蔵文化財包蔵地	埋蔵文化財遺跡 No.42、1003、1004	—

都市計画図



都市計画決定	昭和35年
名称	相模原汚物処理場
位置	相模原市大字古淵字 鎌倉道下3150番地外
面積	2.3ha
備考	令和6年3月予定 都市計画変更（廃止）

3 敷地内配置図

第1種住居地域 ← → 準工業地域



- ① 管理棟
- ② 管理棟脱臭室
- ③ 職員詰所
- ④ 処理棟
- ⑤ し尿高速酸化処理施設
- ⑥ 焼却脱臭装置室
- ⑦ 曝気槽
- ⑧ 調整槽
- ⑨ 受電室
- ⑩ 機械室
- ⑪ 倉庫
- ⑫ 車庫
- ⑬ 洗車場
- ⑭ ガバナー室 ※使用中
- ⑮ 煙突
- ⑯ 一部解体施設 (暫定広場)
- ⑰ ごみ焼却施設 ※解体済

※点線は、地中構造物が存在すると考えられる場所



④ 処理棟外観



④ 処理棟内部 (し尿処理施設 (200kℓ/日) 焼却炉)



① 管理棟

4 解体に向けた取組

(1) 解体に係る事前調査

令和元年度	地歴調査	<ul style="list-style-type: none">土地利用の履歴、特定有害物質の使用状況等を国の指定調査機関にて調査
令和2年度	建材アスベスト含有量調査	<ul style="list-style-type: none">非飛散性アスベスト含有建材あり
令和3年度	土壌概況調査	<ul style="list-style-type: none">使用履歴のあった特定有害物質9物質の調査10区画(1区画10m×10m)で「鉛及びその化合物」の土壌含有量基準に不適合
令和4年度	土壌詳細調査	<ul style="list-style-type: none">10区画の内、6区画で深さ60cmから1.8mまでの土壌で基準不適合
解体工事時 (令和6年度～)	土壌調査	<ul style="list-style-type: none">令和3年度調査の未実施箇所の調査(建物下および一部の表層)ダイオキシン類の調査(神奈川県生活環境の保全等に関する条例に準拠し実施)

(2) 特記事項

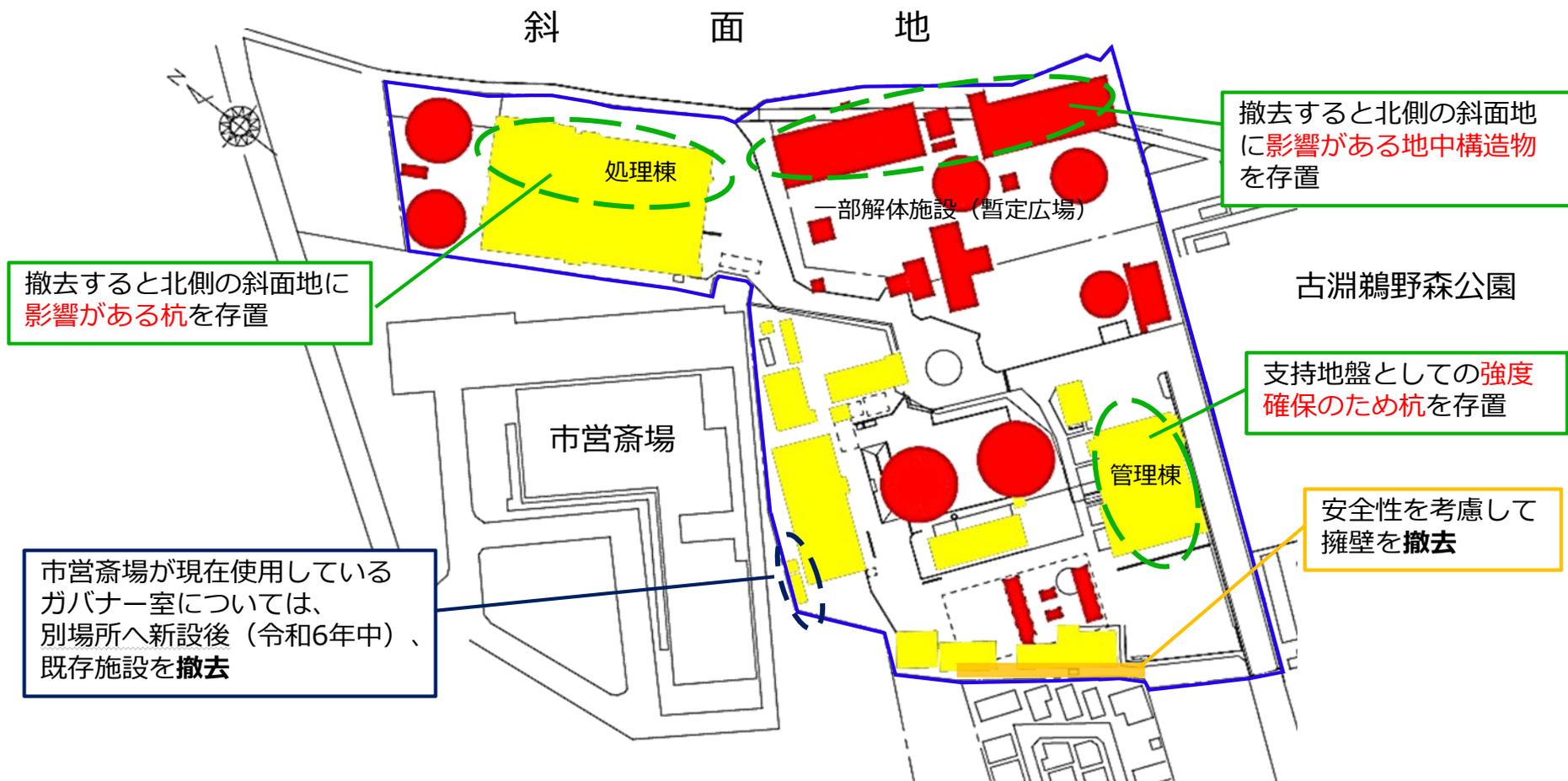
焼却炉の解体

有害物質(ダイオキシン類ほか)の飛散の可能性があるため、隔離・減圧状況下での除染等の作業や周辺環境対策が必要

有害物質の使用履歴・汚染土壌

- 鉛ほか特定有害物質8物質の使用履歴あり
⇒ 建物の下など追加の土壌調査が必要
- 既に判明している汚染土壌の対策が必要
⇒ 掘削除去を基本とする

5 工事内容（建物、地中構造物（一部を除く）等の撤去）



○施設範囲（緩衝緑地を除く）・・・青線内

○地中構造物（建物の基礎等）・・・赤部分

○解体から除く範囲・・・緑点線内

・斜面地に近接する地中構造物

・地盤に影響のある杭

※学校給食センター予定地エリアの解体を先行

6 事業費等

(1) 費用内訳

総事業費：15.31億円（一般財源：1.81億、起債：13.5億）

単位：億円

No.	主な内訳	金額	R5	R6	R7	R8
1	プラント（機械設備）解体	0.6	－	0.2	0.4	－
2	建築物解体	8.0	－	3.4	2.5	2.1
3	地中構造物撤去	1.3	－	0.4	0.8	0.1
4	環境対策（ダイオキシン類対策・除染、土壌汚染・石綿）	1.9	－	0.7	1.2	－
5	発生材処分	1.9	－	0.8	0.7	0.4
6	その他（R5埋蔵文化財発掘調査等、R6～環境調査等）	1.61	0.31	0.4	0.4	0.5
計		15.31	0.31	5.9	6.0	3.1

(2) 財源

公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%（交付税措置率0%））

※埋蔵文化財発掘調査等の起債充当については、財政課と調整中

※循環型社会形成推進交付金については、「し尿処理施設」は対象外

(3) 契約方式（予定）

条件付一般競争入札

※今後、解体費は第一競争入札参加者選定委員会（契約課所管）において審議予定

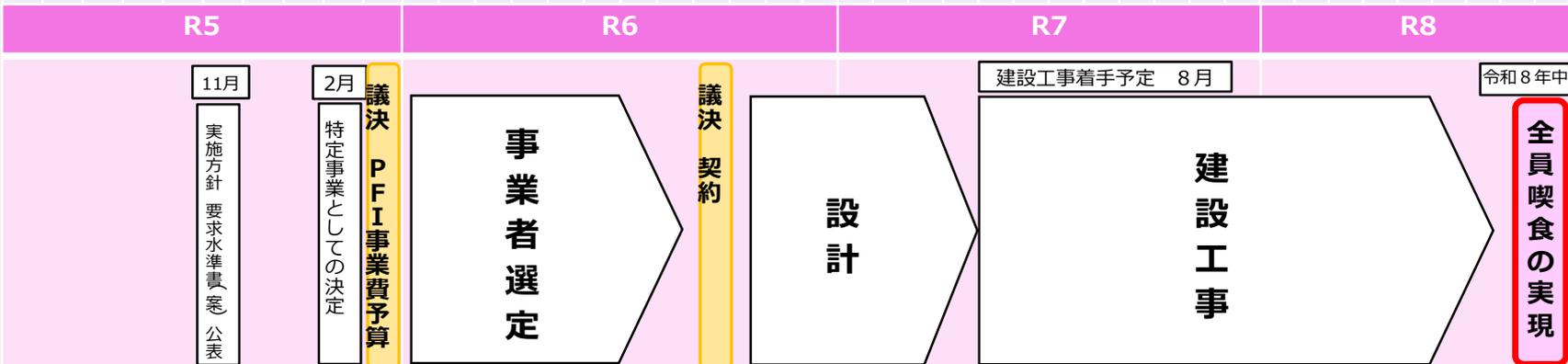
委託費は第二競争入札参加者選定委員会（契約課所管）において審議予定

7 今後のスケジュール（案）

旧東清掃事業所解体



給食センター建設（参考）南部学校



※工期延長の可能性

- (1) 建物解体中の土壌調査により汚染が判明した場合
- (2) 新たに地中構造物等が発見された場合

〔旧南清掃工場解体（平成24年9月～平成27月1月）では、土壌汚染が確認されたため工期を4ヶ月延長〕

【参考】新たに土壌汚染が判明した場合、その処理に最も時間が掛かるケース（土壌溶出量基準を超過した場合）

- ・地下水質の測定（観測井の設置）
- ・封じ込め・不溶化・原位置浄化・掘削除去 → 処理期間：数カ月～数年

事案調書(決定会議)

審議日 令和5年6月30日

案件名	学校プールの老朽化に伴う今後の取組について						
所管	教育	局 区	学校教育	部	学校施設	課 担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	【学校外プールへ移行することの効果】 ・天候の影響を受けない良好な環境での計画的な水泳授業の実施【教育環境の充実】 ・プール施設の維持管理に係る教職員の負担軽減【学校現場における働き方改革】 ・老朽化したプールの建替えに係る財政負担の軽減【持続可能な財政運営】					
	効果測定指標	学校外プールへの新規移行校数			施策番号	3	
	事業効果 年度目標	R5	R6	R7	R8	R9	R10
			3校	3校	3校	6校	6校

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	小学校及び義務教育学校は、令和6年度以降、原則として、老朽化した学校プールの改築や大規模な修繕は行わず、学校外のプールを活用した水泳授業へ順次移行していくこと 中学校は、学校外のプールを活用した水泳授業への移行を視野に、小学校の状況等も踏まえ検討していくこと
決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案のとおり上部会議に付議する。 ・ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

事案概要
学校の水泳授業について、天候の影響や教職員の負担等を踏まえ、学校外の市営プール・民間プール等へ順次移行し、より効果的な教育環境を確保していくとともに、市の財政負担等を踏まえ、原則として、老朽化したプールの改築や大規模な修繕は行わないこととするもの

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施内容	庁内調整						
	基本方針						
	予算査定						
	学外移行準備・調整						
	R6-8移行予定校決定						
		事業実施(小学校)					
				見直し			
		中学校プールのあり方を引き続き検討					

○事業経費・財源		(千円)							
項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
事業費(施設使用料)			10,100	21,500	32,900	55,700	78,500	101,300	
うち任意分									
特財									
国、県支出金			0	0	0	0	0	0	
地方債			0	0	0	0	0	0	
その他			0	0	0	0	0	0	
一般財源		0	10,100	21,500	32,900	55,700	78,500	101,300	
うち任意分									
捻出する財源			3,738	7,476	19,008	31,680	44,352	57,024	
一般財源拠出見込額		0	6,362	14,024	13,892	24,020	34,148	44,276	
元利償還金(交付税措置分を除く)									
捻出する財源概要	今後、学校外プールを活用することに伴い維持管理費等が減額となることによる財源の捻出 学校プールを建て替えた場合は、改築費用のみで1校当たり約200,000千円を要し、年間1～2校程度改築を行う必要性がある。 R11は移行予定校数が未定のため事業費はR10を横置き								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
					○				
		○		○					

日程等 調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期		報道への情報提供		資料提供	
		パブリックコメント		なし	時期		議会への情報提供		資料提供

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
R3. 8 担当者打合せ会議	学校プール施設のあり方の検討に向けた資料提供等協力依頼
R3. 12 関係課長打合せ会議	学校プール施設のあり方を検討していくことについて調整済み
R4. 5 関係課長打合せ会議	学校プールのあり方基本方針の策定に向けた検討組織の設置について調整済み
R4. 5 あり方検討会	ワーキンググループ(WG)の設置について調整済み
R4. 6 あり方検討会WG	今後の進め方の共有及び課題の抽出
R5. 2 あり方検討会WG	「学校プールの老朽化に伴う今後の取組について」調整済み
R5. 3 あり方検討会	「学校プールの老朽化に伴う今後の取組について」調整済み
教育委員会等	校長会、教育推進協議会等で取組の趣旨や方向性を説明
学校	全校アンケート調査実施

備考	関係課長打合せ会議・あり方検討会・同WG構成員 アセットマネジメント推進課、危機管理課、市民協働推進課、スポーツ推進課、教育総務室、学務課 アセットマネジメント推進課、危機管理課、市民協働推進課、スポーツ推進課、スポーツ施設課、 教育総務室、学務課、学校教育課、学校保健課、教育センター、警防課、財政課、政策課、学校施設課
----	--

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の
主な議論
(6/16)

【実施方法について】

(総務法制課長)雨天時の授業への影響や衛生面など、学校外プールへの移行により環境が改善するものと考えており、この取組を進めて欲しい。今回は中学校が除かれているが、部活動の影響などがあるのか。水泳部のない中学校はどのくらいあるのか。また、教科担任制の影響もあるのか。

(学校施設課長)水泳部のない学校が圧倒的に多いため、部活動による影響は全体としては少ない。また、教科担任制であると、体育教師の移動時間等も考えると、移動時の付き添いを誰が行うかや、行帰りの移動時間で授業時間が削られるなども課題となる。

(総務法制課長)原則は、公共施設や民間施設を優先して活用し、そうした対応が困難な場合は学校プールの共同利用といった検討手順か。

(学校施設課長)具体的な検討は今後だが、近隣施設の状況等も総合的に勘案し、拠点校を設置することなども選択肢の一つと考えている。

(人事・給与課長)既に学校外プールへの移行が困難と想定される学校はあるか。また、その場合の対応はどのように考えているか。

(学校施設課長)現時点で具体的な移行困難校は見えていないが、バスにより約20分で移動できる距離を想定し、検討している。近隣に移行困難校が複数あれば、拠点校の設置も視野に入れていきたい。

(経営監理課長)民間施設が受け入れるキャパシティはあるか。また、民間施設を利用した場合は当該施設のインストラクターが教えるのか。

(学校施設課長)当該施設のスタッフが教員の補助を行っているところもあり、評判も良い。キャパシティに関しては、民間施設が継続的に利用できるかも考慮する必要があるため、学校外へ移行後、すぐに学校プールを廃止する想定ではない。

【財源について】

(財政課長)財政面でも効果が大いいものと考えている。現状、プールの改修や改築などの経費は長期財政収支の長寿命化経費に計上しているのか。

(学校施設課長)学校施設長寿命化計画で学校プールは長寿命化の対象外としていることから、長寿命化経費とは別の扱いと捉え、計上はしていない。

(財政課長)今後の民間施設のインストラクターの取扱いなどで、財政負担が変わってくるため、費用対効果はよく見た上で事業を検討してほしい。

(学校施設課長)承知した。

(観光・シティプロモーション課担当課長)学校プールを除却しない場合の防災面等での維持管理経費はどの程度か。

(学校施設課長)1校あたり年間80万円程度である。

【その他】

(財政課長)基本方針の公表は行う予定か。

(学校施設課長)公表する方向で考えている。

(アセットマネジメント推進課長)今回の方針では財政面が強くて出ているが、子どもたちのためというところが基本であると思われるため、そうした記載内容になるとよい。

(学校施設課長)承知した。

(経営監理課長)プールの跡地利用はどう考えているか。

(学校施設課長)学校利用が第一優先だが、それとは別に防災面の役割もある。特に、消防水利の関係もあるため、そうした状況も勘案して判断していく。これまでにプールを解体した学校においてもこうした防災面について関係課と協議の上、判断している。

○原案のとおり上部会議に付議する。

・ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

学校プールの老朽化に伴う 今後の取組について



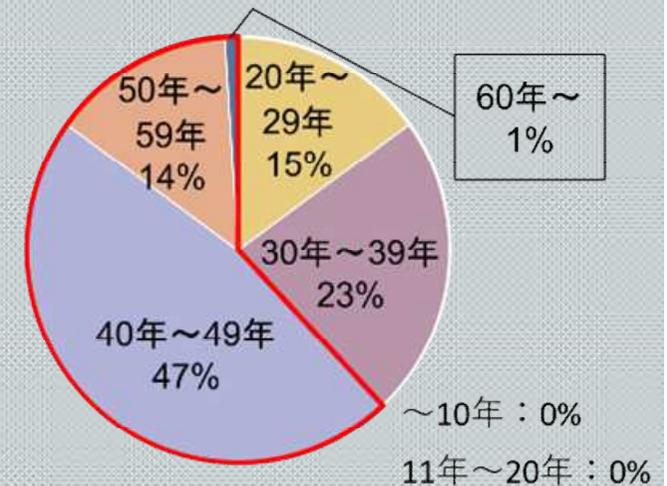
教育局 学校教育部

1. 学校プールの現状

学校プールの設置状況 99校／105校中

- 小学校 64校／69校中
- 中学校 34校／34校中
- 義務教育学校 1校／2校中

学校プールの築年数の状況



- プール未設置校
- ① 富士見小、夢の丘小、小山小、青和学園は総合水泳場を利用
 - ② 串川小は隣接の串川中学校プールを利用
 - ③ 谷口小はメガロス相模大野を利用

学校プールの築年数

- 今後20年間(R5-R24)に62校が建替時期を迎える
- ① R3以降、築60年を迎える学校が発生し、R18が増加のピーク
- ② 建替費用は約2億円



2. 基本的な考え方

- 小学校及び義務教育学校は、
授業を受ける子どもたちにとって
より良い環境で、より効果的な水泳授業が期待できる
 - ➡ 令和6年度以降、原則として、
老朽化した学校プールの改築や大規模な修繕は行わず、
学校外のプールを活用した水泳授業へ順次移行
 - ※ 移行の検討に当たっては、学校プールの老朽化の状況や受入施設の状況、
学校外プールまでの移動手段や移動時間などの諸条件を総合的に考慮
 - ※ 受入施設との調整等を確実に実施するため段階的に取り組む
- 中学校は、
教科担任制によるカリキュラム編成や
部活動での学校プール利用等の課題がある
 - ➡ 学校外のプールを活用した水泳授業への移行を視野に、
小学校の状況等も踏まえ検討

3. 活用する学校外のプール

○ 学校外プール

● 公共プールの活用

北健康文化センター(緑区)、総合水泳場(中央区)、南健康文化センター(南区)

● 民間プールの活用

市内9箇所の民間プール(令和5年3月現在)

(緑 区) 相模原ドルフィンクラブ、ルネサンス橋本、桐花園

(中央区) 協栄スイミングクラブ相模原、ルネサンス淵野辺、東急スポーツオアシス相模原

(南 区) コナミスポーツクラブ橋本、イオンスポーツクラブ相模原、メガロス相模大野

● 市立串川中学校屋内プール(緑区)の活用

可動床、可動屋根の屋内プール

● 受入施設のキャパシティ等により、移行が困難な学校が生じた場合は、近隣中学校のプール利用や共同利用を前提とした学校プールの改修・改築などを検討

○ 学校外プールの利用に当たっては、

学校で水泳授業を実施する場合と同様の安全確保を図るとともに、

当該プールの施設管理者に対しても、

その管理責任の下に必要な安全確保を行うよう調整

(参考) 学校外プールの状況

下線箇所は、
令和6年度から
実施を予定しているもの

● 公共プール

- ① 総合水泳場(R7・R8予定の改修工事後に移行)
富士見小、夢の丘小、小山小、青和学園が実施中
- ② 南健康文化センター(R7以降は、順次移行)
相武台小が実施中
- ③ 北健康文化センター(R8・R9予定の改修工事後に移行)
大沢小、大島小、二本松小が実施中

● 民間プール

- ① 桐花園 : 藤野北小が実施中、R5から藤野南小が実施
- ② メガロス相模大野 : 谷口小が実施中
- ③ ルネサンス淵野辺 : R5から淵野辺小が実施
- ④ 協栄スイミングクラブ相模原 : R5から並木小が実施
- ⑤ コナミスポーツクラブ橋本 : R6から旭小が実施予定
- ⑥ イオンスポーツクラブ相模原 : R6から大野小が実施予定
- ⑦ 他施設においてもR7以降、順次実施予定

● 串川中プール

- ① 串川小、鳥屋学園(旧鳥屋小・旧鳥屋中)、中沢中が実施中
- ② R6から中野小が実施予定
- ③ R7以降、根小屋小、湘南小が実施予定

4. 学校プールの課題

● 老朽化の進行

- ろ過機故障、プール塗装はがれ、シートめくれ、タイルひび割れなど
- 安全性への懸念増加
- 維持管理の負担や費用の増大
- 今後20年間に約6割の学校が更新時期を迎える
(20年間で維持管理費と更新費用あわせて約162億円)

● 教職員の負担

- プール水位調整(小学校)、ろ過機運転、薬剤・水質管理、安全監視
- 小学校授業の水泳指導(児童の泳力差大、教科担任制でない)

● 気象状況の影響

- 猛暑による熱中症のリスクが年々増加
- 異常気象、長梅雨等により計画的な授業実施が困難

➡ プール授業を受ける子どもたちにとってより良い環境の整備を図り、計画的な水泳授業を持続的に実施していけるよう

学校外のプールを活用した水泳授業へ移行

5. 今後の見直しの視点等

- 学校外プールにおける水泳授業に係る移動手段等については、毎年度の実施状況等に応じて随時運用を見直す。
- 学校外プール施設の閉鎖や改修工事などの恐れもあることから、当面存続する近隣中学校のプールを代替的な活用や市外施設の動向の把握など継続的なプール環境の確保に努める。
- 学校統廃合や児童推計等の学校教育を取り巻く環境の変化なども踏まえて、3年毎に、必要に応じて取組を見直す。
- 学校プールについては、消防水利など地域の防災的な機能もあることから、プール施設以外として利用する場合は、防災機能に支障が出ないよう関係機関と調整を行う。

6. 学校外プールへの移行に伴う当面の事業費

- 令和6年度の事業費増額分は業者見積による数値
- 令和7年度以降は、調査結果に基づく単価に累計移行予定校数を乗じて算出

学校外プール移行に伴う事業費 増額分 (使用料、バス代)	小学校1校当たり	3,800千円/年
学校外プール移行に伴う事業費 減額分 (維持補修費、維持管理費)	小学校1校当たり	▲2,112千円/年

- 計画期間中の事業費見込 (すべて一般財源、金額:千円)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10
新規移行校数	-	3	3	3	6	6
累計移行校数	-	3	6	9	15	21
事業費 増額分	-	10,100	21,500	32,900	55,700	78,500
事業費 減額分	-	▲3,738	▲7,476	▲19,008	▲31,680	▲44,352
計	-	6,362	14,024	13,892	24,020	34,148

※ R6・R7の事業費減額分は、当面存続するプール施設について、防災機能の維持等に最低限必要と想定される維持管理費を留保。

R8以降は、R6の決算を踏まえて翌年度の単年度要因調査で実績に応じた維持管理費の減額要求を行い、予算に反映する。

ただし、地域の防災機能を担っていること等を踏まえると、プールを除却しない限り、維持管理費を全額減額することは困難。

7. 財政負担の軽減

【学校外プールへ移行による財政負担の軽減】

- 今後20年間の財政負担の試算では、老朽化したプールの維持管理や修繕、改築等を実施しながら学校プールで水泳授業を継続していく場合（従来方式）に比べ、今回の基本方針の内容で学校外のプールでの水泳授業へ移行した場合の方が、全体として財政負担が軽減される。

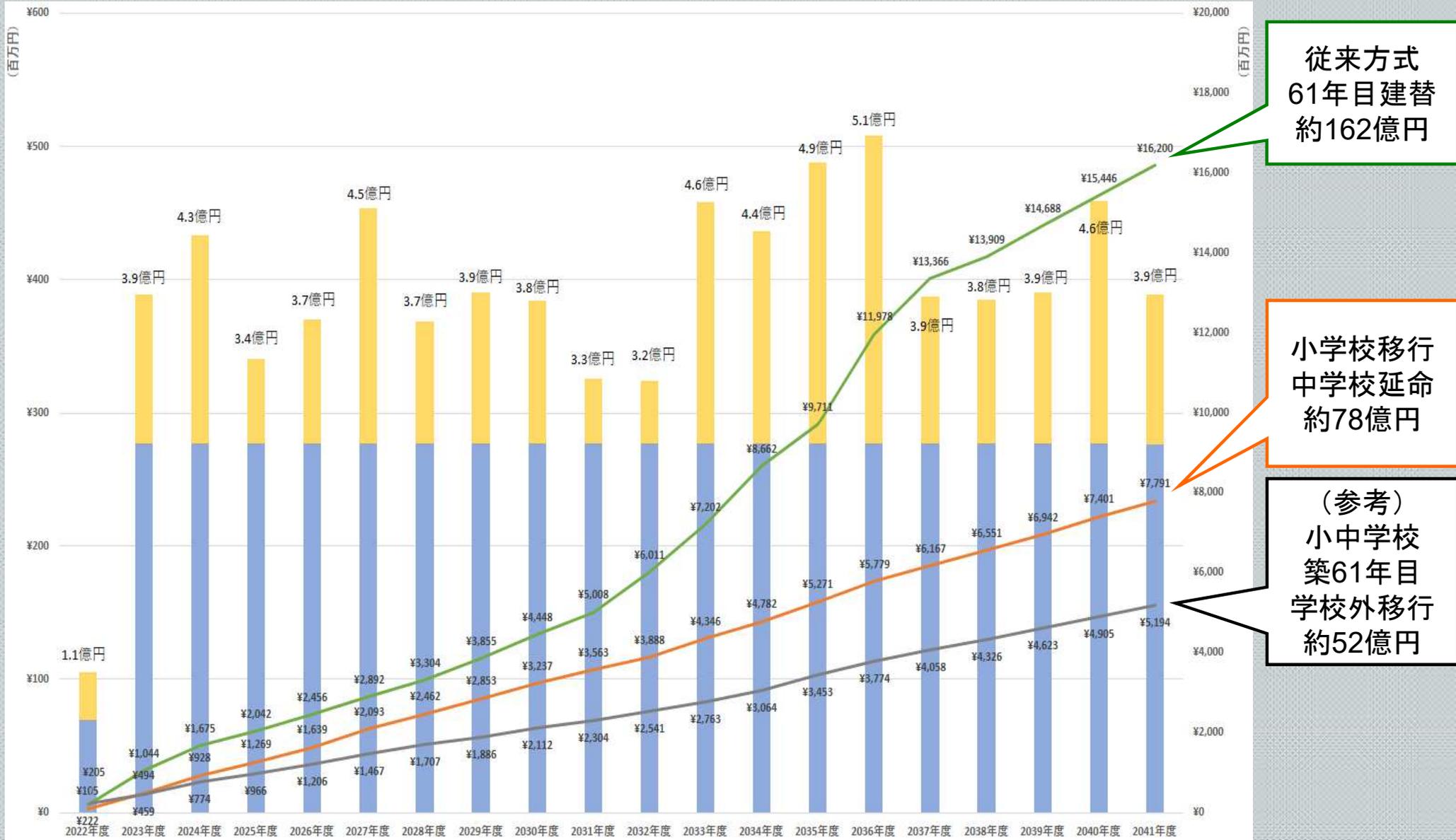
（20年間で約84億円、1年間当たり約4.2億円の軽減）

方式	今後20年間	1年間当たり
従来方式 (築61年目建て替え)	約162億円	約8.1億円
小学校:学校外へ移行 中学校:築61年目延命	約 78億円	約3.9億円
(参考)小中学校が築61年目に学校外へ移行	約 52億円	約2.6億円

(参考) コスト試算

今後20年間のコスト検証

(小学校: 学校外へ移行、中学校: 築61年目に延命化改修)



(参考) 中長期的な財政見通し

○学校プールを改築する場合と学校外プールへ移行する場合の令和10年度までの財政見通しは、下表のとおりで、学校外プールへ移行する場合、令和6年度から10年度までの5年間で、合計約6億5,363万円の財政負担の軽減となる見込み。

○学校プール施設は学校施設長寿命化計画において長寿命化の対象としていないため、学校プールの改修や改築に係る経費は、長期財政収支の「長寿命化事業費」ではなく、「行政運営推進経費」の対象となる。

(単位:千円)

学校プールを改築する場合

今後20年間に62校が築60年を経過することを踏まえ、**年3校ずつ改築**するものとして推計

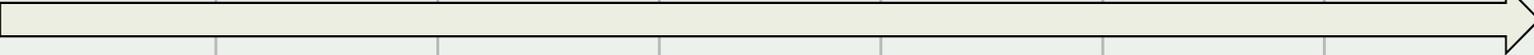
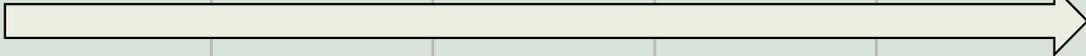
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R6-10計
事業費	-	621,000	641,831	662,662	683,493	704,324	3,313,310
改築費(1校207,000千円×3校、R3調査に基づく単価) ※建築費1校200,000千円、解体費1校7,000千円	-	621,000	621,000	621,000	621,000	621,000	3,105,000
公債費(交付税措置分7.5%を控除したもの) ※償還期間20年、利率0.7%、据置きなし	-	0	20,831	41,662	62,493	83,324	208,310
特定財源	-	513,446	513,446	513,446	513,446	513,446	2,567,230
国補助金(補助対象限度額(1校86,720千円)の1/3×3校)	-	86,720	86,720	86,720	86,720	86,720	433,600
地方債(補助裏分 充当率90%交付税措置率7.5% 単独分 充当率75%交付税措置なし)	-	426,726	426,726	426,726	426,726	426,726	2,133,630
一般財源(A)	-	107,554	128,385	149,216	170,047	190,878	746,080

学校外プールへ移行する場合

「6. 学校外プールへの移行に伴う当面の事業費」と同じ内容

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R6-10計
事業費	-	6,362	14,024	13,892	24,020	34,148	92,446
プール使用料・バス代	-	10,100	21,500	32,900	55,700	78,500	198,700
維持補修費・維持管理費減額分	-	▲3,738	▲7,476	▲19,008	▲31,680	▲44,352	▲106,254
特定財源		0	0	0	0	0	0
一般財源(B)	-	6,362	14,024	13,892	24,020	34,148	92,446
改築する場合と比較した財政負担の軽減見込額(B-A)	-	▲101,192	▲114,361	▲135,324	▲146,027	▲156,730	▲653,634

8. 取組内容とスケジュール案

取組内容	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10~
基礎調査								
検討部会								
基本方針			基本方針					
既移行 小学校数	~R2:6 R3:2	1	3					
小学校 順次移行			移行 準備・調整					
小学校移行 想定校数			R6-R8 移行 予定校 決定	3	3	3	6	6
移行状況把握・見直し				<div data-bbox="1019 877 2094 981" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 毎年度の実施状況を踏まえて、必要に応じた見直しを随時行う </div> <div data-bbox="1019 997 2094 1093" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 学校統廃合、児童推計等の状況を踏まえて、3年毎に計画を見直す </div>				
中学校 あり方検討			<div data-bbox="795 1141 1657 1236" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 小学校の移行状況等を踏まえつつ引き続き検討 </div>					
移行後の防 災機能検討			<div data-bbox="795 1292 2094 1388" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 移行後のプール施設を将来除却した場合の防災機能の確保等について引き続き検討 </div>					
移行困難校 の対応検討			<div data-bbox="795 1436 2094 1532" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 諸事情により移行が困難な学校については、近隣校のプール利用や共同利用を前提とした拠点校としてのプールの改修・改築などを個別に検討 </div>					

(参考) 学校プールに関する主な経緯

- 昭和45年～ 老朽化プールの改築
(コンクリート製から鋼板製へ)
- 平成14、15年 新設3小学校は学校プールなし
(H11田名小の改築以降、プール改築や新設は行わず、公共プール等の利用を検討することとしている。新設3小学校は総合水泳場を利用)
- 平成18年 「学校プールのあり方等検討会」
(老朽化による複数校利用を検討する結論としたが、進展なし)
- 令和2年3月 「学校施設長寿命化計画」策定
(プールを長寿命化計画の対象外としている)
- 令和4年3月 「学校プール施設のあり方検討基礎調査」
(コスト検証や移行シミュレーションを実施)
- 令和4年5月 「相模原市学校プールのあり方検討会」設置
(ワーキンググループも設置)
- 令和5年3月 「相模原市学校プールのあり方検討会」
(基本方針(案)作成「学校プールの老朽化に伴う今後の取組について」)

(参考) 学校へのアンケート結果

● 学校外のプールを利用していない学校へのアンケート (R4実施・抜粋)

質問: 学校外プール施設で水泳授業を行うことについて、どう思いますか？

○ 小学校(63校)

58校(約92%)が、学校外のプールを利用について「とても良いと思う」又は「良いと思う」と回答。

○ 中学校(32校)

14校(約44%)が、学校外プールの利用について「とても良いと思う」又は「良いと思う」と回答。

一方で、16校(50%)が、

「あまり良いと思わない」又は「学校のプールで授業したほうが良い」と回答。(教科担任制のことから移動時間等に課題があるため)

(参考)国や他都市の動向等

国の動向

- 「学校施設の集約化・共同利用に関する取り組み事例集」
(令和2年3月) 共同利用・公営プール活用・民間プール活用・社会体育施設の活用事例を紹介(現状の課題、解決策、取組プロセス、効果、課題)
- 「学校施設環境改善交付金」を活用時の確認事項の追加(R5から)
プールを新築・改築する場合は、同一地域に存在する学校体育施設及び社会体育施設を活用することで代換えできないか検討が必要

他都市の取組事例

- 市民プールの活用例
老朽化による多額の費用や安全性の懸念等から全小学校13校が移行(海老名市)
小中学校にプールが無いいため市営プール等を利用(座間市)
※両市ともに中学校は実技実施なし
- 民間プールの活用例
児童増加による校舎建設のためプール解体・移行(名古屋市)
老朽化等により学校外プールの活用を検討・試行(川崎市・横浜市)
- 自校プール・学校外プール(市民・民間プール)併用例
老朽化、小学校水泳指導の課題等により全小学校13校が移行(君津市)

実施の効果

4 質の高い教育を
みんなに



子どもたちの笑顔・やる気
(良好な学習環境の確保)



17 パートナーシップで
目標を達成しよう



先生 の 満足感
(維持管理から解放、授業に専念)



11 住み続けられる
まちづくりを



持 続 可 能 な 学 校
(真に必要な部分に投資)
(水道・電気の節約)
(利用者の満足度 (CS) 向上)
(地域経済の活性化)

12 つくる責任
つかう責任



13 気候変動に
具体的な対策を



学校プールの老朽化に伴う今後の取組について（案）

令和 5 年 月 日

相模原市教育委員会

相模原市教育委員会では、これまで、子どもたちの水泳授業を安全・安心に行う環境を確保するため、学校プールの維持管理や修繕など必要な対応を行ってきましたが、今後、建築から 60 年以上を経過し耐用年数を超えた老朽化によって、維持管理や修繕が困難となり、十分な安全性を確保できないプールが増加していくことが見込まれています。

また、学校プールでの授業は雨天や低温に加え、近年の異常気象による猛暑などにより計画的な実施が難しくなっているほか、学校現場における働き方改革が求められる中、プールの水質や水量の適正管理など学校現場の負担も大きくなっています。

こうしたことから、プール授業を受ける子どもたちにとってより良い環境の整備を図っていくため、学校現場の負担やプールの老朽化対策に要する財政負担等も考慮し、計画的な水泳授業を持続的に実施していけるよう、次のとおり、学校外プールでの水泳授業へ移行していくこととします。

1 学校外プールへの移行の基本的な考え方

- (1) 市立小学校及び義務教育学校は、授業を受ける子どもたちにとって、よりよい環境で、より効果的な水泳授業が期待できることから、令和 6 年度以降、原則として、老朽化した学校プールの改築や大規模な修繕は行わず、学校外のプールを活用した水泳授業へ順次移行していきます。
- (2) 学校外プールへの移行に当たっては、学校プールの老朽化の状況や受入施設の状況、学校外プールまでの移動手段や移動時間などの諸条件を総合的に考慮するとともに、受入施設との調整等を確実に実施するため、段階的に実施していきます。
- (3) 市立中学校は、教科担任制によるカリキュラム編成や部活動での学校プール利用等の課題があることなどから、学校外プールを活用した水泳授業への移行を視野に、小学校の状況等も踏まえつつ、検討していきます。
- (4) 学校外プールへ順次移行していく中で、受入施設の状況や移動時間等の関係から移行が困難な学校が生じた場合については、その時点での状況を踏まえ、近隣中学校のプール利用や共同利用を前提とした当該学校プールの改修・改築などを個別に検討し、対応していきます。

2 活用する学校外のプール施設

- (1) 総合水泳場、市民健康文化センター、北市民健康文化センターといった公共施設やスポーツクラブなどの民間施設のほか、屋根や可動床のある市立串川中学校のプールを活用していきます。
- (2) 学校外プールの利用に当たっては、学校で水泳授業を実施する場合と同様の安全確保を図るとともに、当該プールの施設管理者に対しても、その管理責任の下に必要な安全確保を行うよう調整していきます。

3 今後の見直しの視点等

- (1) 学校外プールにおける水泳授業については、毎年度の実施状況を踏まえて、必要に応じた見直しを随時行っていきます。
- (2) 学校外プールへの移行後に、当該プール施設の閉鎖や改修工事などにより、水泳授業の場が確保できなくなることも想定されることから、当面存続する近隣中学校のプールを代替的に活用することや市外施設の動向も把握するなど継続的なプール環境の確保に努めていきます。
- (3) 学校統廃合や児童推計等の学校教育を取り巻く環境の変化なども踏まえて、定期的に取り組む見直しを行っていきます。
- (4) 学校プールについては、学校の水泳授業のみならず、消防水利など地域の防災的な機能もあることから、移行後に、プール施設以外として利用する場合は、防災機能に支障が出ないよう関係機関と調整を図っていきます。

4 財政負担の軽減

今後20年間の財政負担を試算したところ、老朽化したプールの維持管理や修繕、改築等を実施しながら学校プールで水泳授業を継続していく場合に比べ、学校外のプールでの水泳授業へ移行した場合の方が、全体として財政負担が軽減されます。

以 上

事案調書(決定会議)

審議日 令和5年6月30日

案件名	市営斎場長寿命化改修について												
所管	市民	局区	部	区政推進	課	担当者	内線						
事業効果 総合計画との関連	事業効果	/											
	効果測定指標							R5			R6		R7
	事業効果 年度目標												
	施策番号												

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	<ul style="list-style-type: none"> 市営斎場長寿命化改修を、「一般公共建築物長寿命化改修計画」に位置付けることについて 令和6年度に改修案の作成及び民間活力導入可能性調査を実施することについて
決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案のとおり承認する。

事案概要

市営斎場は供用開始から30年を経過し、主要設備である火葬炉設備をはじめ施設の長寿命化改修が必要な状況となっている。新斎場の供用開始時期が見通せない中、年々高まる火葬需要へ対応するために、令和9年度より市内唯一の火葬場である市営斎場の運営を継続しながら、火葬炉設備の更新を含む長寿命化改修を実施する。そのため、次年度は、改修案の作成及び民間活力導入可能性調査を実施する。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> 庁内調整 事業者ヒアリング 予算査定 		<ul style="list-style-type: none"> 改修案の作成 ○事業手法の検討 ○庁議(事業手法の決定) <民間活力の活用の場合> 					
				事業者の選定			改修事業実施	

○事業経費・財源		(千円)							
項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
事業費(施設改修費)		103,287	25,000	34,040	51,060	961,531	961,531	961,531	
うち任意分									
特財									
国、県支出金									
地方債	90%	93,000			45,900	865,300	865,300	865,300	
その他									
一般財源		10,287	25,000	34,040	5,160	96,231	96,231	96,231	
うち任意分									
捻出する財源 2									
一般財源拠出見込額		10,287	25,000	34,040	5,160	96,231	96,231	96,231	
元利償還金(交付税措置分を除く)									
捻出する財源概要									

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)		(人工)							
項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
実施に係る人工	A				1	1	1	1	
局内で捻出する人工	B								
必要な人工	C=A-B	0	0	0	1	1	1	1	

局内で捻出する人工概要		SDGs 関連ゴールに (は3つまで)								
SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	10	11	12	13	14	15	16	17		
		○								

日程等 調整事項	条例等の調整		議会提案時期		報道への情報提供	
	パブリックコメント	なし	なし	時期	議会への情報提供	なし

事前調整、検討経過等	
調整部局名等	調整内容・結果
アセットマネジメント推進課、公共建築課	令和4年5月～相模原市営斎場の長寿命化改修を(仮称)新斎場の供用開始前に実施する。
政策課、財政課、アセットマネジメント推進課、公共建築課、生活衛生課	令和5年3月30日 関係課長打合せ会議 相模原市営斎場の長寿命化改修を(仮称)新斎場の供用開始前に実施する。
建築審査課	令和5年5月23日 長寿命化改修期間中の仮設炉棟建築に関しては別棟扱いが望ましい。
政策課、財政課、アセットマネジメント推進課、公共建築課、生活衛生課、都市計画課、建築審査課	令和5年6月8日 関係課長打合せ会議 市営斎場長寿命化改修事業を令和9年度から開始する。 次年度は改修案の作成及び民間活力導入可能性調査を実施する。

備考

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の
主な議論
(6/16)

【整備手法等について】

○(総務法制課長)導入可能性調査の結果次第だとは思いますが、想定する整備手法・運営手法などはどのようなものか。

(区政推進課斎場準備室長)大手火葬炉メーカーにヒアリングをした結果、デザインからオペレートまで一体として発注する形が望ましいが、施設の性質上、資金調達が必要なPFI手法までは難しいと伺っている。

【仮設炉について】

(人事・給与課長)長寿命化改修工事に伴い設置する仮設炉を、工事完了後も引き続き使用することはできるのか。

(区政推進課斎場準備室長)生活衛生課で所管する許可条例に抵触する可能性があること、また、市営斎場建設時に地域住民とこれ以上の施設規模の拡大を行わないという約束をしていることから、仮設炉を工事完了後も使用する想定はしていない。

(人事・給与課長)今回の改修内容については今後地域に説明する予定か。

(区政推進課斎場準備室長)庁議を経た後、地域の周辺自治会が入る連絡協議会で改修について周知する。

【財源について】

(人事・給与課長)長寿命化改修となると起債対象事業になるのか。

(区政推進課斎場準備室長)整備手法にもよるが、実施設計から、充当率90%の公共施設等適正管理推進事業債を充当する予定で資料を作成している。

(人事・給与課長)交付税措置はあるのか。あるなら資料上記載した方がよいのではないか。

(政策課長)上部会議に付議する案件となるので、交付税措置がある場合は、決定会議の調書から反映していただきたい。

原案を一部修正し、上部会議に付議する



市営斎場長寿命化改修について



市民局 区政推進課 斎場準備室

庁議の目的

市営斎場長寿命化改修を、「一般公共建築物長寿命化計画」に位置付けるために庁議に諮るもの。
併せて、次年度の取組（改修案の作成及び民間活力導入可能性調査を実施）について伺うもの。

資料の構成

- 1．施設の概要・火葬需要の現状
- 2．長寿命化改修の内容
 - (1) 改修時期
令和9年度～令和12年度
現場工事は令和10年度からを想定
 - (2) 主な改修箇所
 - (3) 改修スキーム
- 3．次年度の取組
改修案の作成及び民間活力導入可能性調査を実施
- 4．今後の火葬需要への対応

1 . 施設の概要・火葬需要の現状

施設名：相模原市営斎場

所在地：南区古淵5丁目26番1号

【構造等】

鉄筋コンクリート造 地上2階 地下1階建

【施設】

火葬施設 火葬炉11基（一般火葬炉10基、胎児炉1基）

火葬燃料は都市ガス

葬祭施設 大式場1室・小式場1室

霊安室 1室（保冷库4基）

駐車場 約140台

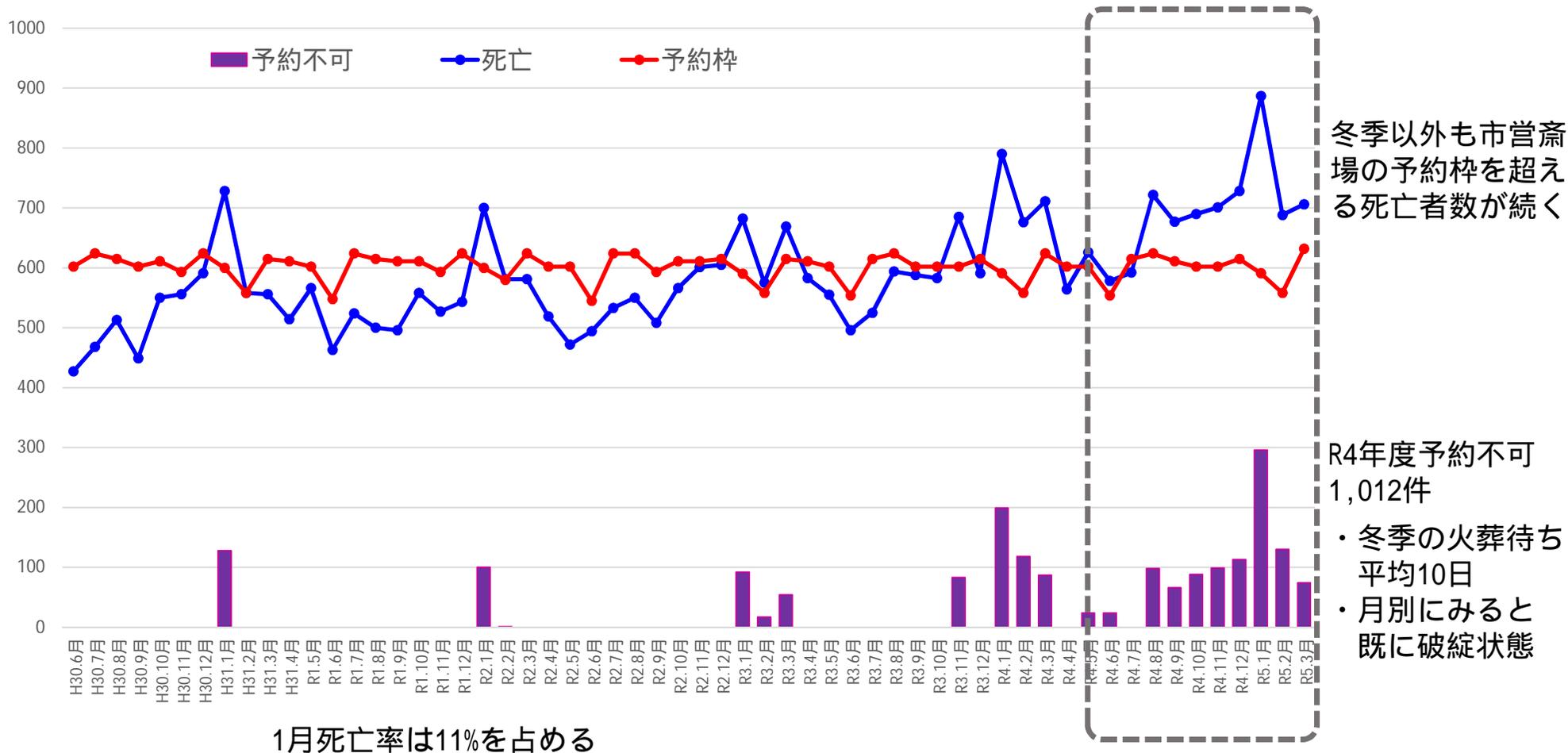


改修の経過：

平成4年10月	供用開始
平成11年4月	収骨ホール出口付近にトイレ棟増設
平成26年1月	待合室の洋室化及び増室（7部屋→10部屋）
令和5年4月	待合室の増室（10部屋→12部屋）
令和5年6月時点【築30年】	部位別改修（空調）中 ・冷温水発生機分解整備等工事（R5.2.7～7.7） ・中央監視装置等更新工事（R5年度）

1. 施設の概要・火葬需要の現状

月別実績 (H30.4 ~ R5.3)



2. 長寿命化改修の内容

(1) 改修時期

市営斎場は供用開始から30年を経過し、主要設備である火葬炉設備をはじめ施設の長寿命化改修が必要な状況となっている。

(仮称)新斎場の整備が見通せない中、市内唯一の火葬場である市営斎場の運営を継続しながら、火葬炉設備の更新を含む長寿命化改修を実施する。

【行財政構造改革プラン前】



【今後の計画】



2. 長寿命化改修の内容

(2) 主な改修箇所



棟名	火葬・式場棟
部位	屋根・屋上
場所	屋上階

屋上
煙突の崩壊



棟名	火葬・式場棟
部位	屋根・屋上
場所	屋上階

屋上
コンクリ割れ



棟名	火葬・式場棟
部位	外壁
場所	東側

タイル浮き



棟名	火葬・式場棟
部位	内部仕上げ
場所	1階

天井雨漏り

現在の火葬炉設備

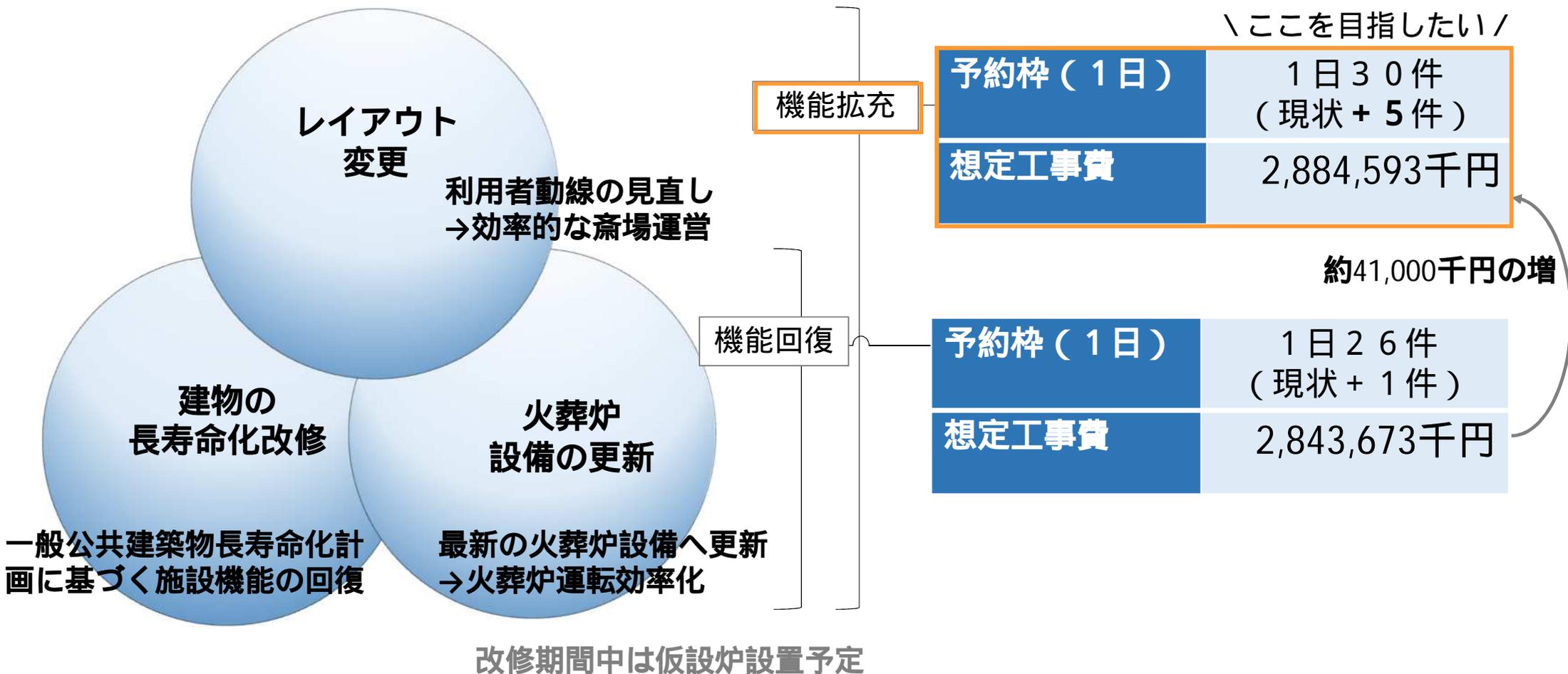


更新後の火葬炉設備
(イメージ)



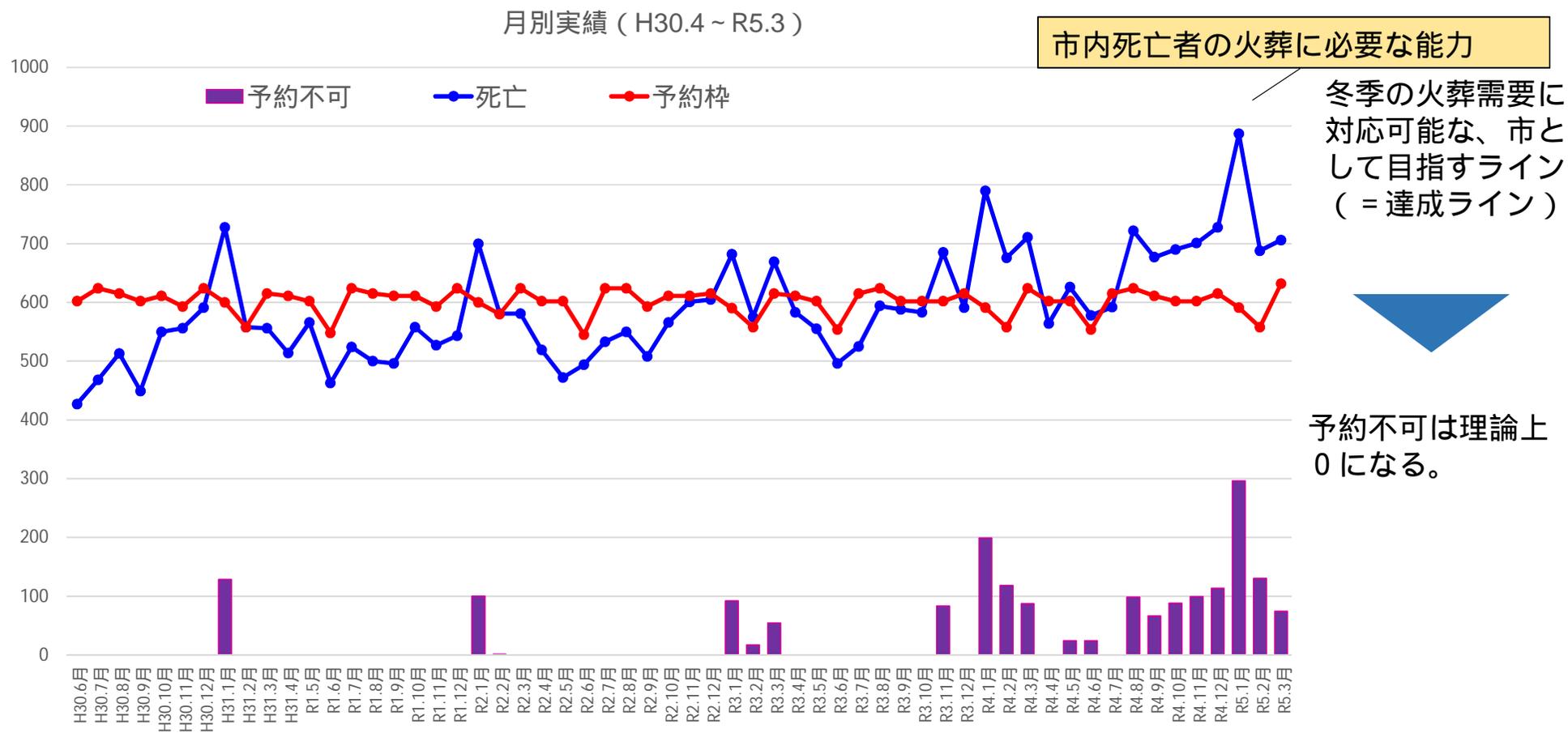
2. 長寿命化改修の内容

(3) 改修スキーム



4. 今後の火葬需要への対応

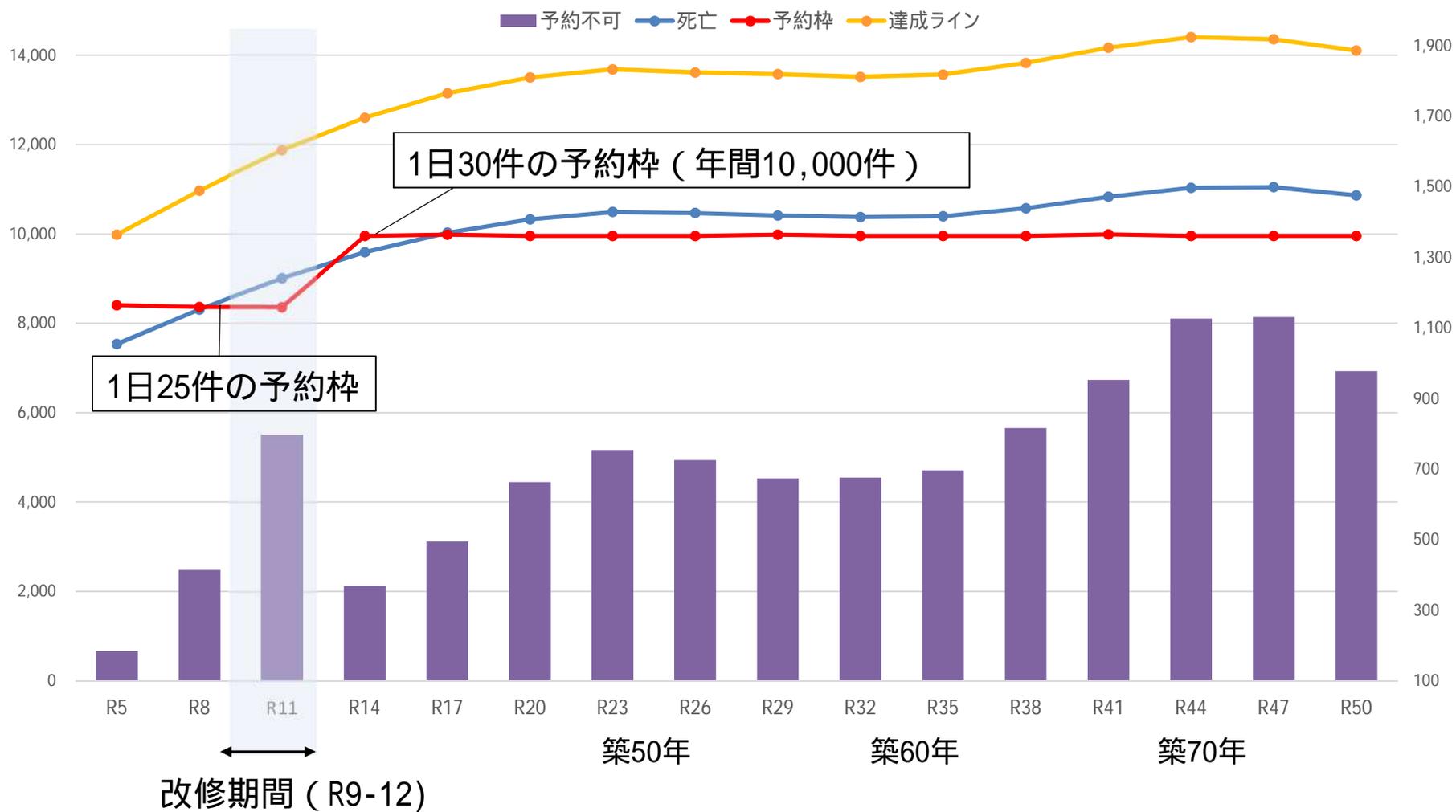
(1) 現状の火葬需要



1月死亡率は11%を占める

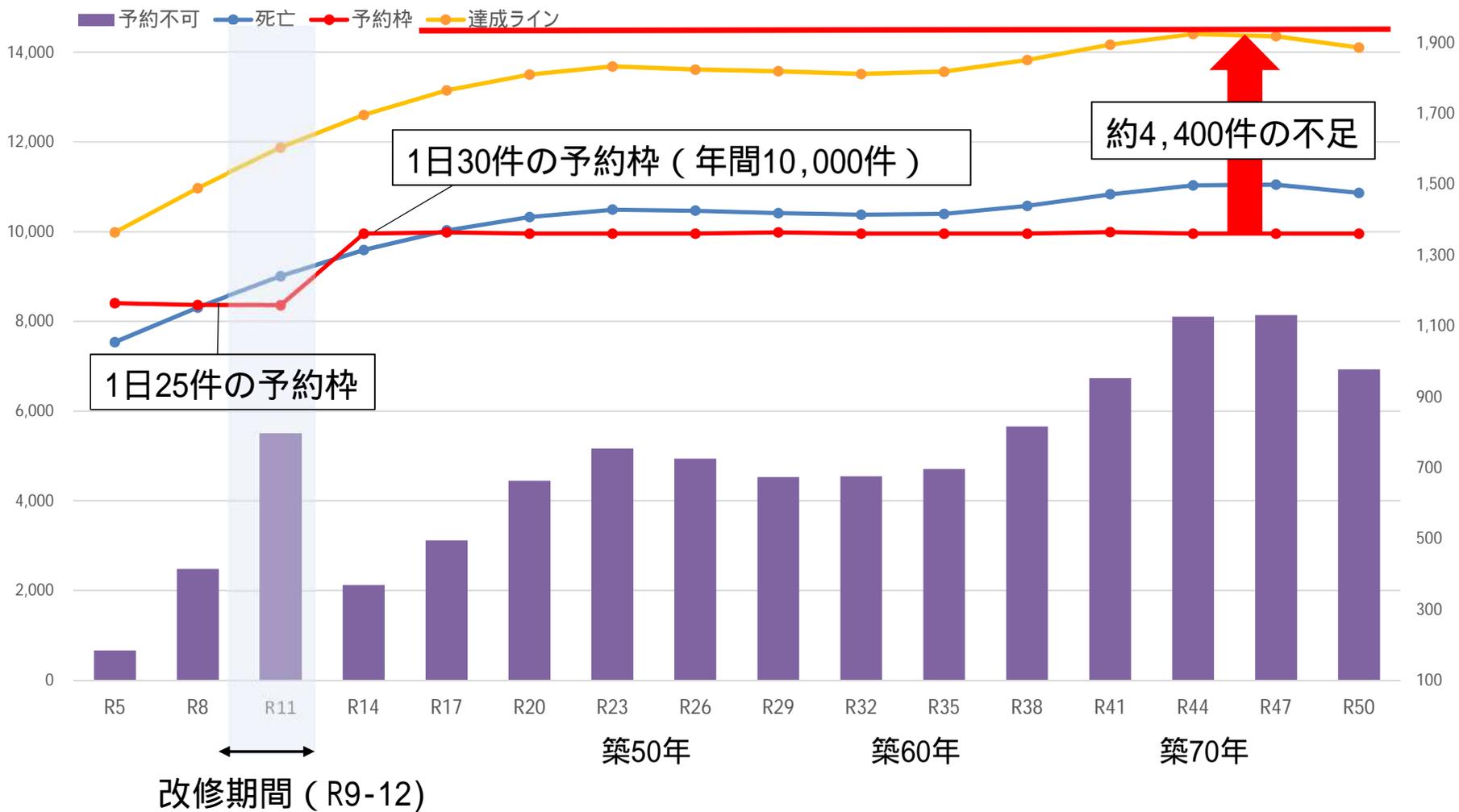
4. 今後の火葬需要への対応

(2) 今後求められる火葬サービス



4. 今後の火葬需要への対応

(2) 今後求められる火葬サービス



1 旧東清掃工場解体事業について

【環境経済局 清掃施設課、教育局 学校給食課】

(1) 主な意見等

(市長公室長) 発掘調査については、重機から手掘りの調査に変更となった場合は、スケジュールが相当遅延することが見込まれるので、学校給食センター側のスケジュールへの影響をよく考慮すべきである。

(総務局長) 土壌汚染調査とPFIの手続きが並行したスケジュールとなっているが、仮に土壌汚染が判明した場合、学校給食センター建設のPFI事業にも影響が出るのではないか。

(学校給食課長) 学校給食センターのPFI事業費については、令和6年の12月議会で議案を提出したいと考えており、土壌調査結果次第では令和8年中の全員喫食開始に影響が出るものと理解している。

(総務局長) 学校給食センターや緩衝緑地以外の跡地の部分の管理はどうなるのか。

(清掃施設課長) 令和4年度の活用方針において、将来の可能性を見据えて、引き続き市が保有することとなっているが、管理をどこが行うかはまだ決まっていない。

(総務局長) し尿処理施設の解体時に利用できる国庫補助メニューはあるのか。

(清掃施設課長) 解体工事に係る環境省の国庫補助メニューについては、ごみ焼却施設を対象としたメニューはあるが、し尿処理施設については対象外である。

(財政担当部長) 学校給食センターのPFI事業の契約については、土壌調査でスケジュールが遅延するリスクを踏まえた条件とするのか。

(学校給食課長) 要求水準書にリスクを書き込む必要があると考えている。

(財政担当部長) 土壌調査の結果によっては、令和8年度の全員喫食の実現が難しくなる可能性もあることを庁議で示さなくて良いのか。

(学校給食・規模適正化担当部長) 学校給食改革本部会議で示すものと考えている。

(総合政策・少子化対策担当部長) 解体工事についての地域への説明予定はいかがか。

(清掃施設課長) 庁議で承認いただいた後に詳細を説明していく予定である。ただし、工事期間中は暫定広場が3年間使えなくなることは説明している。

(財政担当部長) 解体費用については補正予算での対応となるのか。

(清掃施設課長) 9月補正予算で考えている。今年度の解体費用はかからず、4年間の継続費として契約を行い、令和6年度から3か年で15億円の事業費を見込んでいる。

(市長公室長) 本案件については、給食センターの建設スケジュールとも関連性が非常に高いため、学校給食改革本部会議において報告をお願いしたい。

(学校給食課長) 承知した。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

・ただし、本件について学校給食改革本部会議にて報告すること。

2 学校プールの老朽化に伴う今後の取組について

【教育局 学校施設課】

(1) 主な意見等

(総務局長) 小学校の移行想定校数は、どのような根拠で設定しているのか。プール施設の築年数などを勘案して設定したものか。

(学校施設課長) 築60年を迎える施設が今後増加していく中で、各年で平準化をして計画的に対応していきたいとの考えから設定している。

(財政局長) 最終的には全校を移行していきたいと考えているのか。

(学校施設課長) 全校での移行を考えているが、民間プール等の状況によっては、既存の学校プールを活用する場所も残る可能性はある。

(総務局長) 中学校でのプール授業は学校外プールへの移行を視野に検討することとなっているが、他自治体では実技を行わず、座学だけとなっているところもある。学校外プールへの移行の方針は、そうした検討を含めた教育委員会として方針という理解でよいか。

(学校教育部長) 学習指導要領では「水泳指導は適切な水泳場の確保が困難な場合は、これを行わないことができる」となっている。現状において、そうした実技や座学の議論は行っていないが、子どもの体力向上や自身の身を守る手段としての面もあることなどから、今後、総合的に判断していく。

(財政局長) 3年ごとに見直しを行うスキームが提案されていることから、その見直しの中で授業の在り方も含めて、検討できればよいのではないか。

(総務法制課長) 中学校のプールに関しては、子ども達の学校外プールへの移行に対するニーズも高いと思慮されることから、前向きな検討をお願いしたい。

(学校教育部長) 承知した。

(財政担当部長) 民間プール等については、移転なども想定され、恒久的な場所の確保ができない状況も出てくると思うが、そうした場合はプールを改修することもあり得るとの想定か。

(学校施設課長) そうした可能性はある。

(総合政策・少子化対策担当部長) 防災機能の確保について、地域としては不安があるものと考えているが、代替施設の設置など、防災部局との調整状況はいかがか。

(学校施設課長) 学校プールは消防水利等として活用していることから、防災部局とは周辺の消防水利の設置状況などを勘案し、個別に調整しながら進めていく。

(財政課長) 基本方針の文案について、子どもたちのための取組ということが、より伝わるような表現にしたほうが良い。

(学校施設課長) 承知した。

(2) 結果

○原案のとおり上部会議に付議する。

- ・ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

3 市営斎場長寿命化改修について

【市民局 区政推進課 斎場準備室】

(1) 主な意見等

(総務局長) 機能拡充により予約枠が30件まで増える想定だが、どのような内容の改修となるのか。また、今後のスケジュールとして設計等改修準備に2年程度かかる想定となっているが、なぜ準備に2年を要するのか。

(区政推進課斎場準備室長) 現状の仮案ではあるが、入炉のお見送りから収骨までの導線を簡素化するなどレイアウト変更等を行うことにより1日30件程度まで予約枠を増やすことができると見込んでいる。また、改修準備期間の算定については、事業手法にもよるが、民間活力導入の場合にはSPCの組成など民間事業者の検討期間なども含め2年程度かかることを想定している。また従来手法の場合でも実施設計等により1年では難しいと想定している。

(財政部長) 今回は予約枠を増やすための機能拡充ということだが、火葬炉を増やすということはできないという認識で良いか。

(区政推進課斎場準備室長) 今回のように最低限の機能維持のための仮設炉であれば問題は無いが、例えば、火葬炉を増やすために敷地内に新たに火葬棟を建てることなどは、生活衛生課で所管する相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例(以下「条例」という。)に抵触する可能性があること、また、市営斎場建設時に地域住民とこれ以上の施設規模の拡大を行わないという合意書を交わしている経過もあることから、これ以上の設備の拡大については想定していない。

(市長公室長) 仮設炉により一時的に炉を増設しているように見えるが、改修炉を休止するなど、稼働能力が変わらなければ問題ないという認識で良いか。

(区政推進課斎場準備室長) 稼働能力が現在の規模であれば問題ないと認識している。仮設により一時的に炉の数は多くなるが、最低限の機能維持のための仮設であるため問題ないということを確認している。

(市長公室長) 仮設炉のための建物を別棟として建設するにあたり、生活衛生課所管の条例による許可は必要となるのか。

(区政推進課斎場準備室長) 条例第9条に基づく経営許可は不要だが、市営斎場として条例第15条に基づく変更許可は必要である。

(2) 結果

○原案のとおり承認する。

以 上